（別紙３）

年　　月　　日

阪神北ふるさと文化遺産認定に関する調書

年度において、阪神北ふるさと文化の伝承事業補助金の交付申請をしている伝統文化の「阪神北ふるさと文化遺産」への認定については下記のとおりです。

なお、本件について認定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

１　伝統文化の名称

２　団体名

３　阪神北ふるさと文化遺産認定について

　　　希望する　　・　　希望しない